

諮問番号：令和6年度諮問第2号

答申番号：令和7年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

●●●社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和●年●月●日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。（以下「法」という。）第63条の規定に基づく生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人●● ●●（以下「請求人」という。）が同月15日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求めている。

- 1 納付書が届いたが納得できない。自身の叔母の遺産相続金（以下「本件相続金」という。）は行政から支給されたお金ではなく、叔母からもらった個人のお金である。このため、全額ではなくて2割を控除して返還するとか、本件相続金相当分を保護停止にして相当分経過後に保護を再開するとかの配慮があってもいいのではないか。私は、生活保護開始から現在まで臨時の収入があった場合は処分庁に正しく申告しており、不正をしているわけではない。
- 2 全額返金を求めるのであれば、規則の中に全額返金の4文字を記載してください。全額返金はまちがっている。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法令等の規定

ア 法

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第5条では「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基いてされなければならない。」と規定している。

また、法第8条第1項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満た

すことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条第2項では「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

加えて、法第26条は「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」と規定している。

さらに、法第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と規定している。

そして、法第63条には、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とある。

イ 次官通知について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)イ(7)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と規定し、(7)は、「(7)又は(4)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。」と規定している。

また、次官通知第8の3の(5)は、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないとする、収入から控除できる経費として以下のアからクまでの8点を掲げる。

ア 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

イ 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費

ウ 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金

エ 独立行政法人住宅金融支援機構の貸付金の償還金

オ 地方税等の公租公課

カ 健康保険の任意継続保険料

キ 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

ク 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還に充てるために必要な経費

ウ 平成24年課長通知について

「生活保護の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1では法第63条に基づく費用返還の取扱いについて定めており、(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とする一方で、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないとして以下の①から⑥までを掲げる。

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱いして差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

- (ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）
 - (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
 - (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
 - (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。
- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必

要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いとは認められないので留意すること。

エ 昭和38年課長通知について

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）第10-問12（答）において、保護を停止すべき場合は、「臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。」とされている。

オ 問答集について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）は、法第63条に基づく返還額を決定するに当たって、原則として資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとする。一方で、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、当該収入が次官通知第8の3の(3)に掲げる収入として認定しないものに該当するもので、昭和38年課長通知第8の問40の認定基準に基づき被保護世帯の自立更生のための用途に供されると実施機関が認めた額、もしくは当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲内において、それぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとする。そのほか、次官通知第8の3の(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるとする。

また、問答集問13-6においては、被保護者が財産を相続することとなった場合の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点は被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として被相続人死亡時以後支給された保護費について返

還請求の対象とすることとされている。

(2) 本件処分の適法性及び妥当性

ア 費用返還決定について

- (7) 請求人は、本件相続金として令和●年●月●日に●●円を受け取り、処分庁に対し●月●日に収入申告をした。

これにより、請求人は、法第63条における「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当することから、保護に要する費用を支弁した●●●に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関である処分庁の定める額を返還しなければならないものと認められる。

また、問答集問13－6から、本件相続金に係る資力発生日は叔母が死亡した令和●年●月●日であると認められるほか、処分庁の回答書から、同日から収入申告のあった●月までの期間内（以下単に「期間内」という。）に支給した保護金品は、●●円（医療扶助を除く。）であることが確認できる。

- (4) 次官通知第8の3の(2)イ(7)により、本件相続金による収入については、社会通念上収入として認定することを適当としないものに該当しないことから、すべて収入として認定すべきものと認められる。なお、次官通知第8の3の(2)イ(7)により、その収入を得るために必要な経費は、その実際必要額を認定することとなるが、請求人から必要経費の申出はなかったことが認められる。

- (9) 平成24年課長通知1(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とされているところ、前述の1に掲げた法令等には法第63条に基づく返還の対象から控除することができる場合等が規定されていることから、以下において、本件処分に係る費用返還の対象を本件相続金の全額相当額とすることの是非について検討する。

平成24年課長通知1は全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に返還額から控除できる額の範囲を定めるところ、請求人の主張からは、本件相続金を、平成24年課長通知1(1)の①から⑥までの項目のために費消したことを読み取ることとはできない。また、本件相続金が期間内に支給した保護金品の範囲内であるため、請求人に全額返金となる旨及び自立更生のために充てる費用があれば控除できる可能性がある旨の処分庁の説明に対し請求人からの申出がなかったことを鑑みると、本件相続金を控除の対象となる経費又は項目のために費消していないことが認められる。

また、問答集問13－5（答）は返還額から控除できる額の範囲について平成24年課長通知1と同じ旨を定めるとともに、次官通知第8の3の

(5)に該当する必要経費については、返還の対象となる収入から必要な最小限度の額を控除できると定める。請求人は、本件相続金を借金の返済のための費用に充てる意向を示したが、当該費用は次官通知第8の3の(5)に掲げる必要経費のいずれにも該当しないことが認められる。

(4) これらにより、処分庁は法第63条の規定に基づき●●円の返還決定を行ったものであり、その判断に際しての法令の適用に違法性又は不当性は認められない。

(4) なお、請求人は、個人のお金であるから全額返金ではなくて2割控除するとか、振込相当分を保護停止にして相当分経過後に保護費再開するとかの配慮があってもいいのではないかと主張する。そもそも、法第63条の費用返還は法第4条に基づきその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする生活保護制度の目的を達成するための当然の制度であって、被保護者に対して罰を課すものではない。本件相続金の費消等に係る状況が法令等が定める控除の対象に該当しないことは前述したとおりである。また、法第26条の規定による保護の停止は、被保護者が保護を要しなくなったときに行うところ、本件処分においては期間内に支給した保護金品が本件相続金よりも多額であることから、昭和38年課長通知第10―問12に定める保護を停止すべき場合に該当しないことは明らかである。したがって、請求人の主張は採用できない。

イ 処分理由の付記

(7) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項では、行政庁は、不利益処分をする場合には、当該不利益処分の理由を示さなければならないとし、同条第3項では不利益処分を書面で行う場合には書面で理由を示さなければならない旨が規定されている。

不利益処分における理由付記の程度については、最高裁判所昭和49年4月25日第一小法廷判決において、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければなら」ないと判示されている。

最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決では、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、

当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」と判示されている。

(4) 本件処分の決定通知書の決定理由欄には、「あなたは、令和●年●月●日に亡くなったあなたの叔母である●●●●●氏の遺産相続金として、●●円を令和●年●月●日に受け取り、そのことについて令和●年●月●日に申告がありました。よって、生活保護法第63条の規定により、叔母の死亡日である令和●年●月●日を資力発生日とし、資力発生日である令和●年●月から令和●年●月までに支給した保護金品の範囲内で費用返還を決定します。」と記載されている。(7)の判例で判示された提示すべき理由の内容及び程度によれば、本件処分の決定通知書には、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたのかを本件処分の名宛人である請求人において決定通知書の記載自体から了知し得る程度に理由を記載すべきところ、返還の根拠となる法律の規定、本件相続金を受け取った時期、本件相続金の額、保護金品の返還対象期間及び返還決定金額が記載されていることから、本件処分の原因となる事実について請求人が了知し得るものであり、行政手続法第14条第1項に定める理由の提示として欠けるところはないというべきである。

(5) なお、請求人は、処分庁から示された書類の中に全額返金の記載がないために、本件相続金相当額の全額を返還することは間違っている旨を主張する。しかしながら、前述のとおり、平成24年課長通知等において法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還することとされているところ、(7)の判例で示された理由付記の程度に係る考え方や本件処分に係る法令等の規定に照らせば、請求人が主張するような記載まで要求しているものとは考えられないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上に述べたことから、本件処分は、法令等の規定に基づき保護費用の返還を決定した点において、何らの違法性又は不当性は認められない。

第4 審査庁の判断

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年1月24日 審査庁から諮問書（令和7年1月24日付け6厚第58号—4）を受理

令和7年2月4日 請求人から主張書面を受理

令和7年3月7日 諮問事案の概要説明及び審議（第24回富山県行政不服審

査会)

令和7年3月27日 請求人から主張書面を受理

令和7年5月20日 審議（第25回富山県行政不服審査会）

令和7年7月7日 審議（第26回富山県行政不服審査会）

第6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続については、特段違法又は不当と認められる点
はうかがわれない。

2 法令等の規定

第3の2の(1)のとおり

3 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 費用返還決定について

本件処分は、請求人が叔母の遺産相続金を受け取ったことにより生活保護費に過支給が生じたことから、法第63条の規定による返還金を決定した処分であるが、①請求人が法第63条にいう「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するか、②返還金額が適正であるかについて以下のとおり検討する。

ア 「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するか

法第63条は、急迫の場合などで資産はあってもすぐにその活用ができない場合にとりあえず保護を行い、資力が活用できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする規定である。

そして、問答集問13—6では、被保護者が財産を相続することとなった場合の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとされており、このような解釈は、法第4条の保護の補足性の原則に照らして妥当なものであると解される。

本件において、請求人は、叔母の相続によりその死亡時に資力を獲得したものの、本件相続金の現実の支払を受けてその資力を現実に活用できるようになるまでに一定の時間を要したために、その間の最低限度の生活の維持のために、資力があるにもかかわらず保護を受けたものであるといえる。

したがって、上記期間における請求人の保護の受給は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当すると解すべきであり、請求人は、本件相続金の額を限度として叔母の死亡時以後支給された保護費について保護の実施機関である処分庁の定める額を返還

しなければならないものと認められる。

なお、請求人は、本件相続金は個人のお金であるため返金には納得できない旨を主張するが、本件処分によって処分庁が請求人に対して請求するものは、請求人に対する支給済みの保護費であり、請求人が主張するような本件相続金そのものではない。したがって、請求人の主張を採用することはできない。

イ 返還金額が適正であるか

請求人は、法第63条には「全額返還」の4文字が入っていないにもかかわらず、全額返還の決定を受けたことは納得できず、2割を控除して返還することや本件相続金相当分を保護停止にして相当分経過後に保護を再開することを主張している。

まず、全額返還が適正であるかを判断するため、本件相続金が、次官通知第8の3において掲げるいずれの収入に該当するものか検討する。

本件相続金は、相続による金銭収入であり、同イ⑦に規定する「贈与」とは異なるが、相続は、被相続人の死亡を原因としたものではあるものの、対価の給付を伴わずに被相続人の財産が一方的に相続人に移動する点において、贈与と類似したものであると解されること、また、本件相続金は、請求人自ら不動産や動産の処分又は保険金の請求等を行い収入を得たものとは認められないことから、本件相続金は次官通知第8の3の(2)イ⑦の「他からの仕送り、贈与等による金銭」に該当すると考えられる。さらに、本件相続金による収入については、社会通念上収入として認定することを適当としないものには該当しないことから、すべて収入として認定すべきものと認められる。なお、次官通知第8の3の(2)イ⑧により、その収入を得るために必要な経費は、その実際必要額を認定することとなるが、請求人から必要経費の申出はなかったことが認められる。

請求人が主張する法第63条に「全額返還」の文字が入っていないことについては、第3の2の(1)オのとおり、原則全額を返還対象とする一方で、全額を返還することにより当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認める等の場合は、実施機関の判断で一定額の控除を認めているため、「全額」の文言は規定されていないものである。加えて、第3の2の(2)ア④のとおり、請求人からは本件相続金を借金の返済のために充てる意向が示されるのみで、これらの一定額の控除を求める申出はなかった。

これらの他、振込相当分を保護停止にして相当分経過後に保護費を再開することについては、処分庁は、法第63条の規定に基づき処分を行っており、処分庁のこの判断に裁量の逸脱や濫用は見当たらず、違法又は不当な点はないものといえる。

(2) 処分理由の付記について

第3の2の(2)イのとおり、処分庁は、法令等の規定に従って本件処分を行

っており、本件処分に違法又は不当な点はないものといえる。

(3) 以上に述べたところからすれば、処分庁が行った本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件審査請求には理由がなく、これを棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

5 付言

処分庁の生活保護費用返還決定処分に係る手続について

当審査会から処分庁に、返還額から控除する額の認定に当たり、次官通知第8の3の(5)アからクまでに定める収入から控除することができる経費について請求人が意思表示したことが分かる資料及び処分庁において意思決定したことが分かる資料の提出を求めたところ、担当ケースワーカーによるケース記録及び本件処分に係る起案用紙が示されたが、控除することができる事項がないことを請求人が意思表示したことを直接に証する書類の提出はなかった。

処分庁は、本件処分の過程において、担当ケースワーカーと請求人の口頭でのやり取りを記載したケース記録をもって処分をしているが、その内容は次官通知において定められた基準を網羅したものとは読み取ることができないため、真に必要な十分な説明を行っていたのか、やり取りの結果どのような事実に基づき返還額を認定するに至ったのか、本件処分の当事者のみならず、第三者に対しても証明することができない。

平成24年課長通知1(1)において、「返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため」の資料として別添1の様式が示されている。処分庁においては、このような様式等も活用して判断の過程を具体的・客観的に説明できるような記録を残して事務を行うことが望ましい。

また、収入が次官通知第8の3の(2)エ(イ)「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」に該当する場合は、収入から世帯合算額8,000円(月額)を控除した額を収入として認定することとなる一方で、同イ(ア)「他からの仕送り、贈与等による金銭」に該当する場合は、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかすべてを収入として認定することとなる。これらのいずれに該当するかは収入の内容により異なり、同エ(イ)は不動産や動産など金銭以外の財産を処分し又は請求することにより得た収入を、同イ(ア)は同エ(イ)には該当しない金銭による収入を想定しており、8,000円の控除は、不動産や動産の処分による換金、保険金の請求など生活保護受給者の一定の行為に係るインセンティブを付与するために設けられていると解される。処分庁は、返還の対象となる収入がこれらのいずれに該当するかについて制度の趣旨を正しく認識した上で、当該収入の入手に当たり被保護者がどのような行為をしたか把握し、保護の実施機関としての判断をされたい。

富山県行政不服審査会

委員（会長）	竹地	潔
委員	伊藤	嘉規
委員	彼谷	環
委員	橋爪	健一郎
委員	渡部	朗子